

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委 員 会 名	議会運営委員会	委 員 名	塩尻 英明
視 察 地	兵庫県洲本市		
調 査 事 項	議会におけるハラスメント防止に関する取組みについて、先進的に取り組んでいる他都市の条例制定の経緯や制定後の現状について調査する。		
視察年月日	7月9日(火)		
視 察 内 容	【所感】 洲本市では議会基本条例、市議会議員政治倫理条例、ハラスメント防止条例と、それぞれに条例を制定し対応に当たっている。特に注目すべき点は罰則は無いものの同等の意義として制裁的公表を行うこととなっている。すでに公表事例もあり、後述する課題点等もあるが、今回視察を行った3都市のなかでは一番抑止力としての効果が高いのではないかと考える。課題点としては公表によって行われる報道において事実と異なる報道がなされる可能性がある点や、公表はされたとしても加害者側が正しく認識していなければ「なぜこんなことでハラスメントになるんだ」という反論が続いてしまう可能性もある。その点について、秘密保持に関する誓約書もあるなかで、実質的に秘密が守り切れていないことによる2次被害の可能性もあり、見直しが議論されていたり、守られないのであれば罰則規定も必要なのではないかという議論もされているようである。ただし、公表が加害者側の事実の認定の妨げとなっている可能性もあり、あまり厳格な取り決めを行うことが望ましいのかということに関しては、もしかすると逆効果になってしまう可能性もあるのではないかと考える。 条例を制定したことでハラスメントの被害の申し出や事実関係等記録、審査請求等の流れが明確になっていることで事案に対してスムーズに対応ができているとのことであり、防止や抑止だけの規定作りだけでは終わらず、いざ事案が発生した際の想定もしっかりと行う必要性を感じた。 審査会は原則として秘密会となっているが委員の過半数により傍聴が可能となっている。ただ、審査会は6名であり、人数の少なさと、他の議会もそうだが議員のみで構成されている点についてはどうしても恣意的な判断が入り込む余地がぬぐえない。 今回視察を行ったなかで改めて重要と感じたのは、旭川市議会では定められていない政治倫理条例、政治倫理要綱が3都市ともに制定されていることである。想定外の事案や取り決めのされていない状況が発生することもあるが、議会基本条例、政治倫理条例、ハラスメント防止条例、それぞれにおいて様々な場面を補完することで、例えば、定義されていないハラスメントが発生しても不認定になってしまうということは起こらないと判断されていた。 視察を行った都市のなかで洲本市では公表まで行った唯一の都市ではあるが、そこにも課題は残っており、旭川市議会での議論にとっても参考となる内容だった。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委 員 会 名	議会運営委員会	委 員 名	塩尻 英明
視 察 地	三重県四日市市		
調 査 事 項	議会におけるハラスメント防止に関する取組みについて、先進的に取り組んでいる他都市の条例制定の経緯や制定後の現状について調査する。		
視察年月日	7月10日(水)		
視 察 内 容			
【所感】 四日市市では議員政策研究会という公式では無い議員同士の課題共有の会議があり、それによって最終的に市長への政策提言や条例の改正などへと繋げていく取り組みがされている。とても意義のある取り組みであり、旭川市議会でもより議会の活性化に向けて同様の取り組みを行う必要性を感じた。今回のハラスメント防止条例についてもこの研究会から始まり、条例の制定へとなったところであり、議員間や議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくく、放置される恐れがあることから条例素案を策定することとなった。 四日市市議会での特徴はハラスメント防止のための行動指針が定められており、ハラスメントの定義も多岐にわたり記載され、事案への対応方針や「ハラスメントを起こさないために」としてポイントが整理されている。 条例の制定当時に事案はなく、その状況のなかで制裁まで組み込むことにはならず、罰則等の規定はない。公式ではないが条例の制定をきっかけに7件の事案が露呈しており、市長からは即時対応をるところまでの要請は無いが、現在事実関係の調査が進められている。ただ、当初事案が発生していなかったことで、想定が不十分だったからか調査自体に異論が上がるなど意見が分かれており、様々な事案が今後発生することも踏まえてバージョンアップを検討しているとのこと。 その他の特徴としては、市長部局とは別に市議会として顧問弁護士と契約をしており、ハラスメント事案に関しても法律家としてのアドバイスを受けながら認定の判断を行うようであり、これは他の市議会ではあまり聞いたことのない取り組みである。また、議員のみによる調査、審査ではないことは重要であることと、場合によっては第三者機関に調査を依頼することも考えているとのことで、議員以外の者により審査を行うことはとても中立性が高いと判断できる。 ハラスメント行為は議員としてあるまじき行為ということを明らかに示していくために要綱ではなく条例の制定となったようだが、ここでもやはり条例の制定において想定が十分とは言えないことから、実際に事案が発生してからの対応に苦慮していることがわかる。ハラスメントはいつどこで発生してもおかしくはないものと認識し、防止や抑止だけではなく、発生することを前提に事案への対応方法や被害者の2次被害防止や保護など、発生後においてもしっかりと協議が必要と考える。予算の面もあり、実効性の高い第三者による調査が難しい課題の一つになりそうだ。			

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	塩尻 英明
視察地	長野県長野市		
調査事項	議会におけるハラスメント防止に関する取組みについて、先進的に取り組んでいる他都市の条例制定の経緯や制定後の現状について調査する。		
視察年月日	7月11日(木)		
視察内容	【所感】 長野市では男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、ハラスメント防止のための倫理規定の整備や研修を推進していく事を決定した矢先、議員による威圧的な発言について市長からの申入れがあり、本格的にハラスメント防止について検討が始まった。 議会基本条例や政治倫理条例が元々あったため、ハラスメント防止に関しては条例までは必要ないという判断のもと、当初より条例ではなく要綱として議論が進められてきたようだ。 事案が発生した場合は調査委員会を設置することになるが、ここでもやはり議員からの選出になり、会派による人数按分や男女比の観点において課題が残るところ。昨年開催した政治倫理審査会では弁護士を参考人制度により意見を伺うなど、第三者への意見を聴取したうえで議運へ報告される点については中立性の確保ができていていると考えられるが、その後は議運での判断になり、第三者の意見がどこまで反映されるのかという疑問もある。 要綱制定に向けて当初盛り込まれていた罰則とも言える公表については地方自治法第134条を超えるものではないかという協議の結果削除されたとのことである。ただ、改めて資料や音声データを確認していて気づいたのだが、ハラスメントの内容によっては、別で定める政治倫理に関する条例において、行為規範違反審査請求の手続きがなされ、行為規範に反する行為を行ったと判断された場合、あるいはハラスメントが認定される時点で行為規範に反すると考えるならば即座に公表されることになってしまうのではないかと考えるがそのあたりについては再度長野市議会へ確認を行いたい。また、質疑応答に際に「場合によっては懲罰まで発展する可能性もある」とのことであり、公表を削除した協議内容と実際の想定との整合性が明確に判断できず、この点についても確認が必要だ。 被害者の保護については要綱に記載されており、実際に議員間同士において事案が発生した際には議席の変更も検討するなど、個別の対応は可能となっているようである。また、被審査議員において弁明の機会が設けられているという点は他の市議会ではなかった取組みでもある。 各都市において案件が少ない状態での協議ということで、想定のみで内容を組み立てる必要があるため、「これで大丈夫」という都市はなく、それぞれが今後も様々な検討を進めながら対応を協議していくことになっている。おそらく旭川市議会でも一度で完璧なものを作るのは難しいと考えるが、できるだけ実効性のある内容を盛り込んでいきたい。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。